

エネルギー価格高騰対策支援金 Q&A

令和4年12月13日現在 ※Q&Aは随時更新されます

No	カテゴリー	質問事項	回答
1	制度	支援金事業の概要を教えてください。	この支援金は、原油価格等の高騰により、厳しい経営状況に直面している市内の中小事業者（法人及び個人事業主）に対して、事業の用に供するためのエネルギー（電気、ガス、ガソリン、軽油、重油、灯油）の使用料の負担を軽減し、事業の継続を支援するために、エネルギー経費の一部を支援するものです。
2	対象者	法人ですが、玉名市外に本店登記があり、玉名市内に店舗を有しているが対象となりますか。	対象となりません。 法人にあつては、玉名市内に事業所（店舗等）が存在し、かつ、登記の本店所在地が玉名市内であることが要件となっております。
3	対象者	個人事業主ですが、玉名市内に居住しており、玉名市外で事業を営んでいる場合、対象となりますか。	対象となりません。 個人事業主にあつては、玉名市内に事業所（店舗等）が存在し、かつ、玉名市内に住民登録があることが要件となっております。
4	対象者	複数の法人の代表を兼ねていますが、それぞれの法人において申請ができますか。	事業者単位での申請となるため、要件を満たせば、法人ごとに申請が可能です。
5	対象者	個人事業主ですが、市内に複数の店舗があります。店舗の数だけ申請することができますか。	店舗（事業所）単位ではなく、事業者単位での申請となります。
6	対象者	近く市外に移転する予定ですが、対象となりますか。	対象となりません。 引き続き玉名市内で事業を継続する意思（予定）がある場合が対象となります。
7	対象者	令和4年2月に開業したが対象となりますか。	対象となりません。 令和3年12月31日以前から事業を行っている必要があります。
8	対象者	中小企業者に該当しない会社以外の法人として、社会福祉法人や特定非営利活動法人、一般社団法人などが列挙されていますが、なぜ対象外なのでしょう。	本支援金は市内の会社（中小企業）や個人事業者を対象として実施しています。その上で、中小企業の範囲については、別途、国（中小企業庁ホームページ）において、一般的に中小企業基本法上の中小企業に該当しないものとして示されており、今回はこれに則して対象を設定しております。予めご了承ください。
9	対象者	なぜ令和4年1月～11月までのエネルギー経費が55万円以上ないと対象外なのですか。	本支援金は、原油価格高騰による影響を考慮し、事業活動において多量に燃料等を使用することで、直接的に影響を受ける事業者の負担軽減を図ることを目的としています。燃料等の経費を月額平均で5万円以上支出している事業者を多量に燃料等を使用する事業者として、支援対象としているものです。
10	対象者	法人成りしましたが、申請は可能ですか。	要件を満たせば、支援金の対象となりえます。 この場合、次の①及び②の書類を追加資料として提出してください。法人化前の経費を算定することが可能です。 ①履歴事項全部証明書 ※本支援金申請時から3か月以内に発行されたもの。 ②次の書類のいずれか (1)法人設立届出書…「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、收受日付印が押印されていること。 (2)個人事業の開業・廃業等届出書…「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、收受日付印が押印されていること。

11	対象経費	なぜ対象月を連続した2か月としているのですか。	令和4年1月から同年11月までの連続した任意の2か月分の合計額を対象とすることで、月ごとに使用量の増減があり偏りがある場合でも、幅広く支援対象となるように設定しています。
12	対象経費	市内に2件と市外1件の店舗があるが、市外も含めた3件分の店舗に係るエネルギー経費を対象経費として計上してよいですか。	対象となる経費は、玉名市内の店舗にて事業用にかかったエネルギー経費(電気、ガス、ガソリン、軽油、重油、灯油)のみとなります。市外店舗分の経費は含めないでください。
13	対象経費	対象経費に振込手数料を含めてもよいですか。	振込手数料は対象外となります。
14	対象経費	対象となる経費には、消費税を含めてよいですか。	消費税及び地方消費税を除いた金額になります。
15	対象経費	経費の対象とする月は、燃料を使用した月か、あるいは請求があった月、又は支払いを行った月のどれでしょうか。	支払いを行った月を対象月とみなします。 【例1】クレジットカードで支払った場合 4月にガソリンを給油しクレジットカードで支払い、5月に請求引き落としがあった⇒5月分のエネルギー経費に計上してください。 【例2】口座振替で支払った場合 5月20日～6月19日までの電気使用料を7月に口座振替で支払った⇒7月分のエネルギー経費に計上してください。 【例3】現金で支払った場合 4月にガソリンを給油し、給油時に現金で支払った⇒4月分のエネルギー経費に計上してください。
16	対象経費	不動産業を営んでいるが、共用部分の電気代等は自社が負担しているが、対象経費として認められますか。	不動産業を営む上で、必要な経費の電気代等はエネルギー経費として認めることができます。ただし、居住者から共益費等(共用部分の電気代含む)を受け取っている場合は、対象外とします。
17	対象経費	住居兼店舗ですが、電気代等の請求書をひとつにまとめている場合、どのようにすればよいですか。	店舗部分にかかる経費のみが対象となります。税務申告の際、按分により経費の申告をされていると思います。今回も、事業に使った費用を一定の割合で分ける「按分(家事按分)」により申請してください。その際は、領収書などの写しに按分率をご記入ください。
18	領収書	エネルギー経費を記載している帳簿はあるのですが、領収書がありません。申請できますか。	領収書がない場合、支払いの確認ができないので申請できません。購入先に再発行を依頼するなどしてください。ただし、口座振込やクレジットカードなど現金以外での支払いをされて領収書がない場合は、請求書や利用明細と引き落としがされた口座通帳の写しを提出されると支払いの確認がとれますので、申請できます。Q20を参考に書類を添付してください。
19	領収書	領収書等の証拠書類はコピーでもよいですか。	コピーをお願いします。原本は税務申告等に必要となりますので、ご自身で保管をお願いします。原本を提出された場合返却できませんのでご注意ください。なお、書類審査の過程で必要に応じて、領収書等の原本を確認させていただく場合もありますことをご承知おきください。

20	領収書	口座振込やクレジットカード払いなど、現金以外で支払った場合の支払いを証明する書類はどのようなものを添付すればよいですか。	エネルギー経費の内容及び支払いを証する書類として次の①及び②の両方を添付してください。 ①取引内容(宛名、発行者名、金額、消費税、取引品目、数量、領収日等)が記載された書類 例:領収書、請求書、レシート、クレジットカード売上票など ②上記と支払金額等が整合する次の書類(申請者名、支払先の記載があるもの) <口座振込>振込明細書又は口座通帳(表紙・該当の記帳箇所) <口座振替>口座通帳(表紙・該当の記帳箇所) <カード払>利用明細書及び口座通帳(表紙・該当の記帳箇所) <現金払>領収書
21	領収書	ガソリンを掛け買いしている場合、対象月のエネルギー経費とは何を指しますか。	対象となるエネルギー経費を支払った日の属する月となります。
22	領収書	ガソリンをプリペイドカードで購入している場合、どのように計上すればよいですか。	プリペイドカードを購入した月ではなく、購入したプリペイドカードを使用して実際にガソリンを給油した月で計上してください。
23	領収書	電気料について、検針票がなく、口座引き落としの場合、添付できる書類がないがどうすればよいですか。	口座引き落としされた通帳表紙と該当ページの写しと、電力会社のホームページ等で、「〇月分〇〇円」といった形で記載がある場合、そのページを印刷して添付してください。何かしらの形で月々の明細が示されたものがあると思いますので、それをご提出ください。
24	振込先口座	法人の場合、法人代表者個人名義の口座で申請できますか。	できません。法人の場合、法人名義の口座であることが必要です。
25	振込先口座	インターネットバンキングの場合、振込口座の確認書類はどうなりますか。	通帳不発行(インターネットバンキング等)の場合は、金融機関ホームページのログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるものを提出してください。
26	振込先口座	当座預金のため、通帳がありません。振込口座の確認書類は何を提出すればよいですか。	当座勘定入金帳、当座勘定照合表、残高証明書等、金融機関が発行するもので、口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるものを提出してください。
27	添付書類	滞納のない証明書はコピーでもよいですか。また、証明書の有効期限はありますか。	原本を提出してください。また、発行日から1か月以内のものをお願いします。
28	手続き	申請書類はどこでもらえますか。	玉名市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが出来ない方は、市役所商工政策課(玉名商工会館2階)においていただくか、最寄りの商工会議所または商工会でも入手できます。
29	手続き	支援金の申請後、申請金額に計上していない領収書が見つかったので、再度、申請のやり直しができますか。	支援金の再申請は認めておりません。申請を行う前に、必ずエネルギー経費の領収書等がすべて揃っていることをご確認の上、申請してください。

30	手続き	申請後、内容の適否について何か通知などが届きますか。	申請書受理後、審査を行い、申請要件を満たしていることが確認できた場合は、「支給決定通知書」を送付します。なお、申請要件を満たさない場合は、「不支給決定通知書」を送付し、その旨をお知らせします。
31	その他	この支援金は課税対象になりますか。	本支援金は事業所得に区分されるため、課税対象です。ただし、本支援金の支給を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じない場合もあります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
32	対象経費	(R4.12.9追加) 8月に、支払いが遅れていた6月分と7月分の2か月分の電気料の支払いをしていますが、この場合はどのように申請すればよいですか。	複数月分をまとめて支払っている場合は、本来支払うべき月の経費として計上してください。 【例】6月分と7月分の電気料を8月にまとめて支払った場合 ⇒6月分の電気料は本来7月に支払うべきものと考えられるため、7月分の経費に計上してください。7月分の電気料は8月分の経費に計上してください。
33	対象経費	(R4.12.9追加) 掛け払いで購入し、複数月のエネルギー経費をまとめて支払っています。この場合は、どのように申請すればよいですか。	掛け払いで購入されていて、ひと月ごとの支払いをされていない場合は、個別に内容を確認してから回答させていただきます。お手数ですが、商工政策課までご連絡をお願いします。
34	領収書	(R4.12.13追加) 領収書に宛名が記載されていないのですが、どうしたらよいですか。	宛名がない領収書は受付できませんので、宛名が記載された領収書を提出してください。
35	領収書	(R4.12.13追加) 対象経費をクレジットカードで支払っていますが、支払い方法をリボリング払いにしています。この場合、対象経費として認められますか。	対象となりません。クレジットカードでの支払いの場合、クレジット決済口座からの引き落としが完了している必要がありますので、リボリング払いの場合は対象外となります。